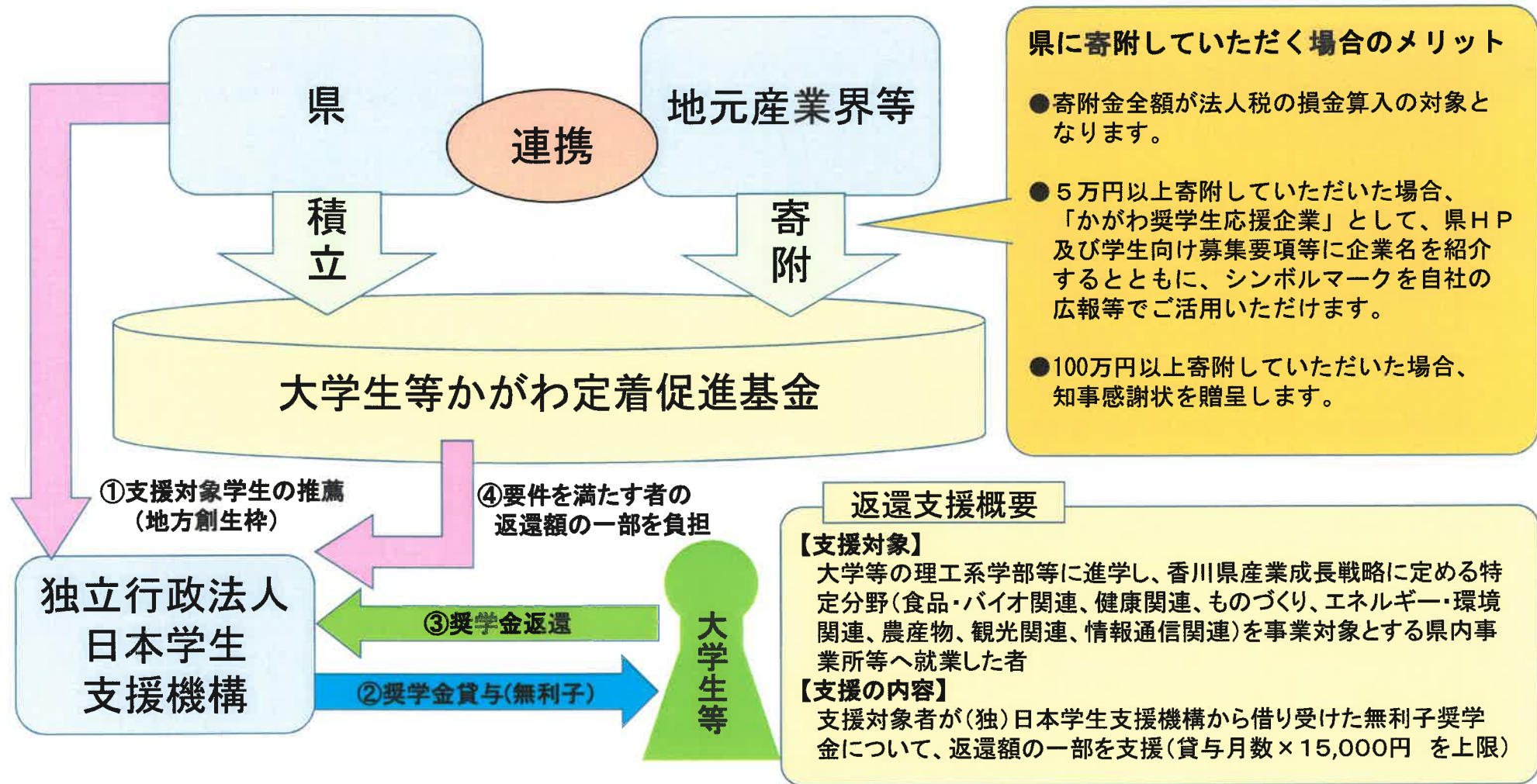


日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度

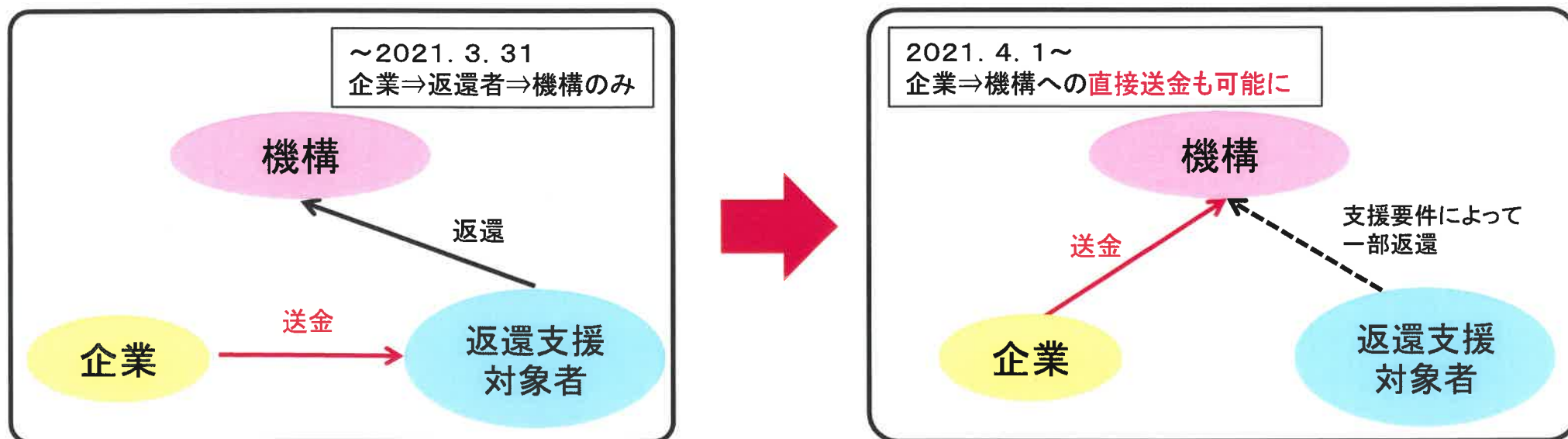
資料 1



日本学生支援機構(以下、機構という。)では、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業で実施している奨学金返還支援(代理返還)について、一定の条件の下で直接受け付けることとします。

1. 奨学金返還支援(代理返還)

機構の貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部又は全額を支援。



※返還支援対象者 = 企業が奨学金の返還を支援する社員

※これから返還支援を実施する企業にも対応します。

2. 本制度を利用する場合(企業から機構へ直接送金すること)の課税関係

①【所得税】非課税となり得ます。

※個別の事例に依るため、一概には非課税とは言えません。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例(所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか(抜粋)

奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給付課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できます。

使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入できます。

3. 本制度を利用される企業に対する機構の対応

本制度の利用企業を当機構のHPに掲載させていただきます。

本制度を利用している又は利用予定の企業名及び返還支援要件等の情報を本機構HPに掲載します。

4. 注意点

① 代理返還の考え方について

「代理返還」は、民法上の代位弁済とは異なり、企業が使用人に代わって奨学金を返還しても使用人に対してその返還額を求めることは想定しておりません。

② 企業が本人に返済分を支給する場合の所得税の取り扱いについて

企業が本人に返済分を支給する場合、通常の給与に奨学金返済用の手当が上乗せして支給されるケースが想定されますが、その場合は当奨学金返済手当が奨学金の返済に充てられるかについては疑義があり、厳密には「学資に充てられた」とみなせず、所得税非課税とするのは難しいと考えます。

③ 給与が損金算入されない場合について

役員給与、使用人兼務役員の場合の役員部分の給与は一定のものを除き損金不算入となり、また、過大な使用人給与も損金不算入になります(法人税法34条、36条)。